

第 3 版はしがき

『模擬国連ガイドブック』は、これから模擬国連活動の世界に足を踏み入れる方の手引きとして執筆され、親しまれてきました。国連における意思決定過程を解説した唯一のガイドブックであり、模擬国連活動がそのシミュレーション対象とする国連会議について、わかりやすく、かつ鋭く分析された名著です。

しかし、本書を手にする読者のニーズと、本書が記述する内容の間に小さからぬ乖離があったのも事実です。国際政治の理論と実際の模擬国連活動の間で類稀なる「バランス感覚」を保ち、国連の意思決定過程を解説する試みは非常に示唆に富むものの、模擬国連活動の初心者にとってはいささかとつつきづらいものでした。

第 3 版においては、模擬国連初心者にとって「使える」ガイドブックとなることを企図して大胆な改訂が加えられています。国連の意思決定過程についての理解を助けるという性質はそのままに、本書を読み終えた際に模擬国連初心者が会議を自ら楽しめるような構成を心がけました。

具体的には、①章立ての大幅な変更により、まずは模擬国連会議のルールについて知ることを優先した構成としたこと、②追加執筆により会議や準備で実際に役立つノウハウを盛り込んだことの 2 点が主な変更点です。特に、後者の点については、旧版の持つ「バランス感覚」という味を活かしながら盛り込むことは非常にチャレンジングな作業でしたが、大胆かつ緻密な編集を心がけました。

初心者にとっては模擬国連会議のルールを理解し実際に会議を楽しむ指南書となること。経験者にとっては模擬国連活動がシミュレーション対象とする国連会議における意思決定過程について深く知る契機となること。本書は一見両立不可能に見える両者を同時達成すべく苦心した結晶であります。

最後に、第 3 版の改訂は日本模擬国連主催事業である模擬国連会議全米大会日本代表団派遣事業(通称:全米団)が培ってきたノウハウを模擬国連活動に活かすべく、同事業第 32 代運営局によって行われました。同事業運営局には厚く御礼申し上げます。

意欲的な試みとなった第 3 版が、初版・第 2 版に続き多くの方に親しまれると共に、模擬国連活動を行う者の間で議論され、より良い内容を目指して改訂されていくことを願って。

2015 年 5 月

編集代表 北村光

(2015 年度日本模擬国連代表部研究)

第 2 版はしがき

本書『模擬国連会議ガイドブック』は、2000年の出版以来、模擬国連会員はもちろんのこと、教育関係者の方々など多くの非会員の皆様にも親しまれてきました。そこで、今回の改訂に際しても、「国連会議における意思決定過程になるべく限定する」という初版のコンセプトを踏襲し、リサーチ方法やプロシージャなどの詳細を他のガイドブックに譲ることで、「引き続き多くの方々に親しまれるガイドブック」とすることを目指しました。

ところで、「国連会議における意思決定過程」を中心に取り上げることの意義は、そもそも何なのでしょう。筆者は、次のように考えています。知識を得ただけならば、本を読んだ方が効率的ですし、良書ならば体系的な理解も得られます。何も準備と実践に相当の時間のかかる模擬国連会議をやる必然性はありません。しかし、「シミュレーション」である模擬国連会議でこそ得られるものがあります。一言で表せば、「モデル化によるコトの本質の見極め」とでもなりましょうか。かつて、ライト兄弟は、飛行機を発明する前に小さなプラモデルのような飛行機を作成し試行錯誤を重ねたといわれています。完全に同じではないものの、抽象と捨象によって、より扱いやすい規模で似ているものを作るわけです。その過程で、捨てられずにモデルとして残った要素こそが「コトの本質」だと言えます。これを模擬国連会議に当てはめてみると、どうなるでしょうか。場所や時間の制約により、会議参加国や代表団の数は、実際の国連の半分以下になっています。一方、意見表明や表決の方法は、実際の国連と同じです。以上のことより、模擬国連会議という「シミュレーション」で表される「コトの本質」は、「国連会議における意思決定過程の本質」にあると言えそうです。であるならば、ガイドブックである本書で「国連会議における意思決定過程」を中心に取り上げる意義が少なからずあるだろうと判断致しました。

今回の改訂のポイントは、以下の3点です。①初版出版以降に変更のあったデータのアップデート（国際機関の新設、加盟国の増加、省庁名の変更など）②参考文献に「解題」として1行ずつコメントを付け、ブックガイドとしての役割を持たせたこと③国際条約集や国連に関する概説書に親しんでほしいとの願いから、巻末のANNEXに掲載していた国連憲章とその邦訳をカット（結果的に、ANNEXは、ルールブック簡易版として、模擬国連会議経験者が会議中の確認のために利用できるスペースとなっています。）

慣例に従い最後となりましたが、文章起しを担当していただいた林吟志君(2008年度全日本大会情報処理担当)に厚く御礼申し上げます。この第2版が初版に続いて多くの方に親しまれることを願って。

2008年11月

中村 長史

(2008年度模擬国連委員会研究主任／全日本大会研究統括)

初版はしがき

本書は模擬国連会議の意思決定過程を解説するガイドブックとして企画・執筆されました。

本書を執筆する上で重視したことは、国連会議の意思決定過程になるべく限定して説明することでした。なぜなら、模擬国連会議は国連会議の意思決定過程をそのまま再現したものであり、参加者は各国の外交官となって意思決定の主体となる以上、参加者に求められるのは国連会議の意思決定過程の仕組みについての理解だからです。そのため、紙面が限られていることもあり、国連会議の意思決定過程以外のことは一切省かせていただきました。しかし、模擬国連会議に参加する上で、そしてその会議を学習効果的なものとするためには、当然、国連の基礎知識や、国際政治の理論や実証研究に関する知識は必要でしょう。国連の基礎知識は、国連がどのような機関によって構成され、それらの機関はどのようにして機能しているのかを把握するために必要でしょう。また、国際政治の理論や実証研究は、国際社会における問題、国際政治における国連の役割と機能、国連を通じた国際的な行為主体の力学を、論理的な整合性を持つ枠組みの中でしっかりと捉え、それらについて考察を深めるために必要でしょう。けれども、巷にはそれらについてよく研究されている良書はたくさんありますし、そのような広範囲のことをわかりやすく説明するなど、紙面の制約以前に著者の能力ではとても手に終えるものではありませんでした。

本書で扱う範囲を国連会議の意思決定過程に限った結果、模擬国連の初心者にはわかりやすく、経験者には使い勝手のよい模擬国連会議への手引きになったと思います。特にガイドブックという性質から、視覚的な資料をたくさん利用して、見やすいものにしたつもりです。

本書によって一人でも多くの方が模擬国連会議について理解を深められ、模擬国連会議をより楽しめるようになればと願っています。

2000年5月

前田 信太朗

(1999年度模擬国連委員会研究主任／全日本大会研究統括)

本書の使い方

本書は、模擬国連会議が再現する「国連会議の意思決定過程」の仕組みについて解説することを主な目的としています。本書は6つの章からなりますが、第1部は「模擬国連を楽しむ」と題され、模擬国連の基本的な流れと会議準備について説明しています。模擬国連を初めて行う方が会議を楽しむために必要な知識が得られるようになっています。また、折に触れてさまざまなノウハウを取り上げていますので、模擬国連経験者にとっても有意義だと思います。第2部は「国連を深く知る」と題されています。模擬国連会議が再現する「国連会議の意思決定過程」の仕組みを理解できるよう、国連会議における外交について深く取り上げられています。模擬国連会議に初めて参加される方だけでなく、経験者にとっても充実した内容です。ただし、各章は一応完結した形で構成されています。そのため、時間がない場合は、必要な章だけ読むことも可能です。

なお、本書は国連の基礎的な知識を提供しようというのではなく、あくまで国連会議の意思決定過程や手続きの理解を手助けしようとするものです。もし国連の基礎的な知識を得たい場合は、他の国連に関する概説書をご利用ください。

また、本書は模擬国連会議のガイドブックという位置づけですが、模擬国連会議に始めて参加される方にとっては、本書を読んでも細かい会議のルールなどを理解するのは難しいかもしれません。会議のルールは、スポーツの各種競技のルールと同じように、言葉で説明しても理解するのは難しく、実際に参加し、体験することによって初めて覚えられるものだと思います。そのため、本書を読んでわからなくとも不安がらずに会議に参加していただければと思います。よく言われるように「習うよりも慣れろ」です。もし、会議中にわからないことがありましたら、遠慮なく会議監督や議長、その他の会議スタッフに聞きましょう。

最後に、本書は模擬国連会議の一般的なルールをわかりやすく解説したのですが、細かいルールは会議ごとに異なるため、本書を理解した後も、会議ごとにプロシージャを確認することを怠らないようにしましょう。

目次

第3版はしがき	2
第2版はしがき	3
初版はしがき	4
本書の使い方	5
目次	6
Introduction. 模擬国連とはなにか	12
第1部 模擬国連を楽しむ	13
第1章 会議の進行	14
■ 1.1. 国連会議の意思決定過程	14
■ 1.1.1. 会議の進め方—公式会合と非公式会合	14
■ 1.1.2. 国連会議における意思決定—決議	14
■ 1.1.3. 決議案の作成	15
■ 1.1.4. 討議・交渉	15
■ 1.1.5. 決議案の提出と交渉	16
■ 1.1.6. 投票行動	16
■ 1.2. 模擬国連会議の進行	19
■ 1.2.1. 会期と会合	19

■ 1.2.2. 会議全体の流れ.....	21
■ 1.2.3. 公式会合.....	23
■ 1.2.4. 非公式会合—モデレーテッド・コーカスとアンモデレーテッド・コーカス.....	27
■ 1.2.5. 公式文書.....	30
■ 1.2.6. 投票行動.....	30
■ 1.2.7. 会議の終了.....	32
第2章 会議への準備と会議後の振り返り.....	33
■ 2.1. はじめに.....	33
■ 2.2. 参加する会議と議題を理解する.....	33
■ 2.3. 担当する国を理解する.....	35
■ 2.4. 会議に参加する上での政策を立案する.....	36
■ 2.5. 会議後の振り返り.....	39
■ 2.6. 最後に—会議をたのしむために.....	40
第2部 国連を深く知る.....	58
第3章 国連とは何か？.....	59
■ 3.1. はじめに.....	59
■ 3.2. 国連とは何か.....	59
■ 3.3. 国連が効果的に機能するとき.....	59
■ 3.4. 大使となる皆様の役割.....	60
第4章 国連総会.....	61
■ 4.1. はじめに.....	61
■ 4.2. 国連の主要機関.....	61

■ 4.3.	総会の役割.....	61
■ 4.4.	総会の意思決定—法的文章及び効果の分類—.....	64
■ 4.5.	総会の会期とその長さ.....	66
■ 4.6.	会期のはじめと一般討議.....	66
■ 4.7.	本会議と各主要委員会の役割.....	66
■ 4.7.1.	本会議.....	66
■ 4.7.2.	第1委員会(軍縮・国際安全保障委員会).....	67
■ 4.7.3.	第2委員会(経済・財政委員会).....	67
■ 4.7.4.	第3委員会(社会・人道・文化委員会).....	67
■ 4.7.5.	第4委員会(特別製時・非植民地化委員会).....	68
■ 4.7.6.	第5委員会(行政・予算委員会).....	68
■ 4.7.7.	第6委員会(法律委員会).....	68
■ 4.8.	総会の参加主体.....	69
■ 4.8.1.	オブザーバー資格を有する独立国.....	69
■ 4.8.2.	全ての国連専門機関及びその他の自治機関.....	69
■ 4.8.3.	政府間機関 (intergovernmental organizations: IGOs).....	69
■ 4.8.4.	その他の組織.....	69
第5章 会議外交の担い手.....		71
■ 5.1.	はじめに.....	71
■ 5.2.	国家を代表する常駐代表部・代表団・大使の区別.....	71
■ 5.2.1.	常駐代表部 (permanent mission).....	71
■ 5.2.2.	代表団(delegation).....	72
■ 5.2.3.	大使(delegate).....	72
■ 5.3.	政治的な目的及び財政的な制約の調整.....	72

■ 5.4. 模擬国連会議では.....	73
----------------------	----

第6章 国連におけるグループの役割と機能..... 74

■ 6.1. はじめに.....	74
------------------	----

■ 6.2. グループの種類.....	74
---------------------	----

■ 6.2.1. 地域グループ.....	74
----------------------	----

■ 6.2.2. 政治グループ.....	75
----------------------	----

■ 6.2.3. 経済グループ.....	75
----------------------	----

■ 6.3. グループの機能.....	76
---------------------	----

■ 6.4. グループの利点と欠点.....	76
------------------------	----

第1部 Annex

Annex 1. 会議プロシージャ詳細.....	41
--------------------------	----

■ 公式会合.....	41
-------------	----

■ 公式討議.....	41
-------------	----

■ 申し立て.....	41
-------------	----

■ 動議.....	42
-----------	----

■ 動議の一覧.....	44
--------------	----

■ モデレーテッド・コーカスへの移行.....	44
-------------------------	----

■ アンモデレーテッド・コーカスへの移行.....	44
---------------------------	----

■ 会合の休会.....	44
--------------	----

■ 会合の延期.....	44
--------------	----

■ 発言国名簿の閉鎖・再開放.....	45
---------------------	----

■ 公式討議の終了.....	45
■ 公式演説時間の変更.....	45
■ 作業文書・決議案の提出.....	46
■ 修正案の提出.....	46
■ 決議案・修正案の撤回.....	46
■ 会期の延期.....	47
■ 手続き動議への投票.....	47
■ 動議の処理順序.....	47
■ 投票行動.....	47
■ 投票の開始.....	47
■ 非友好的修正案の確認.....	47
■ 重要問題の指定.....	48
■ 各決議案に対する投票の開始.....	48
■ 投票行動説明の募集.....	49
■ 投票前説明.....	49
■ 投票に関する動議の募集.....	49
■ 分割投票.....	50
■ 記録投票・ロールコール投票.....	50
■ コンセンサス採択.....	51
■ 無記録投票.....	51
■ 投票後説明.....	52
Annex 2. 非友好的修正案の処理.....	53
Annex 3. 投票行動の流れ.....	54

Annex 4. 決議の形式.....	55
Annex 5. 決議で用いられる動詞.....	56
■ 前文.....	56
■ 主文.....	57

第 2 部 Annex

Annex 6. 国連文書で用いられる文書記号.....	78
Annex 7. 参考文献解題.....	80

Introduction. 模擬国連とはなにか

模擬国連活動とは、いったいどのような活動なのでしょう。大まかに言えば、「国連をはじめとする国際会議を、各参加者が一国の大使の役割を演じてシミュレーションする活動」とも言えるでしょう。各国の大使に扮し、担当国の国益の追求を目指しながら国際会議をシミュレーションする活動のことを模擬国連と呼んでいるのです。

さて、たしかに模擬国連の具体的な活動内容は以上のようなものです。それでは、ひとつ抽象的なレベルに踏み込み、「模擬国連がシミュレーションしているのは、国際関係のうちのどのような機能・側面なのだろうか」という問いを立ててみましょう。国際関係にはさまざまな側面があります。例えば、国際裁判は国際社会における法律の適用を担っています。各国政府や国連諸機関、国際 NGO などは貧困を解決するための援助や支援を行っており、これは具体的な政策や行政の実行の側面と言えるでしょう。

一方、模擬国連がシミュレーションの対象としているのは、国連をはじめとする国際会議で各国代表により行われる意思決定過程です。「今後の国際社会はこのような方針で行動する」「国際法原則・規則としてこのようなものを定める」といった具合に、その国際会議がいかなる決定を下すかを巡って、模擬国連会議では議論や交渉や文書の作成が行われるのです。国内で言えば、政府や官庁による行政や裁判所による司法ではなく、議会による意思決定・立法にあたると言えるでしょう。模擬国連とは、「国際会議における意思決定過程をシミュレーションする活動」です。

では、模擬国連活動を通してどのようなことが得られるのでしょうか。まずは、国際会議における意思決定過程がさまざまな要素を含んでいることに由来する、さまざまな能力の習得です。深いリサーチ能力、人前でものごとをわかりやすくスピーチする能力、議論力、戦略力、交渉力、英語力など、挙げればきりがありません。また、担当国を演じつつ国際会議をシミュレーションするという経験からは、国際関係と担当国に関する深い理解を得ることができるでしょう。国益の達成を目指すという模擬国連会議のゲーム性に魅せられる人もいます。どこに模擬国連活動の魅力を見出すかは、十人十色と言えるでしょう。そのような多面性もまた、模擬国連活動の魅力なのです。

このようにさまざまな魅力を有する模擬国連活動への入り口として、本書は「国際会議の意思決定過程のシミュレーション」という側面に着目しながら模擬国連会議のルールとノウハウを解説していきます。

第 1 部

模擬国連を楽しむ

第 1 章 会議の進行

■ 1.1. 国連会議の意思決定過程

模擬国連会議の手続きの解説の前に、実際の国連会議ではどのような過程で意思決定が行われているのか確認しておきましょう。皆様は一国の大使となる以上、一国を代表する外交官としての役割、義務、責任があります。外交をする以上、目的を達成するための戦略と戦術が必要になってきます。そして会議という形で外交をする以上、会議にどのような人が存在し、どのような働きが想定されるのか、あらかじめ知っておかなければなりません。本節では、皆様が一国の大使として効果的にその役割を担えるように、実際の総会を例に国連会議における意思決定過程について説明します。

■ 1.1.1. 会議の進め方—公式会合と非公式会合

あらゆる国連会議には、「公式会合」と「非公式会合」があります。

「公式会合(formal meeting)」は、会議の参加者以外にも公開され、各国の大使が自国の公式な見解や政策を表明する場です。テレビの画面でよく映し出される国連の会議は全て「公式会合」です。会議の全ての公式な決定は「公式会合」において行われ、また公式会議中の全ての発言は国連事務局による議事録(process-verbal)に記録されます。「公式会合」では、社会全般に公開されるために、国家の威信(national prestige)が最大限に尊重され、各国は他国に対して失礼の無いように最大限配慮します。「公式会合」は、主として各国の大使が自国の公式な見解や政策を表明する演説を指す「公式討議(formal debate)」により進行されます。

「非公式会合(informal meeting)」は、「公式会合」以外の全ての話し合いを言います。つまり、会議の外の人には一切公開されず、また事務局による公式な議事録は一切とられない会議のことを言います。「非公式会合」の形式には、非公式ながらも会議場にて着席して他の参加国と全体で議論を行うもの他に、一部の大使が自主的に集まって協議を進めるものがあります。また、実際の国連会議においては、食事や喫茶を通じた会談や、電話や電子メールを用いた話し合いも行われていることでしょう。

「公式会合」と「非公式会合」が模擬国連において具体的にどのように進行するかは、本章 2 節「模擬国連会議の進行」を見てください。

会議に出席しているときには、常にいまは「公式会合」中なのか、「非公式会合」中なのかを、意識しておくことが求められています。

■ 1.1.2. 国連会議における意思決定—決議

国連会議における意思決定は、ほとんど「決議(resolution)」という文章を採択することによって行われます。国連における「会議外交」は、「決議」となる草案を作成し、そしてそれを「決議」として採択する

ことを目的に行われると言っても過言ではないでしょう。実際の会議も、それが採択されるにしろ否決されるにしろ、「決議」となる草案を中心に進みます。そして、その「決議」の内容を如何に自国の国益につながるものとするか、それが各国の大使となる皆様の役割だと言えます。つまり、そのための戦略と戦術が必要になってきます。

決議の草案となる文章を「決議案(draft resolution)」と言います。国連における「会議外交」が本格化するのには「決議案」の作成が始まってからと言えます。それでは、決議案の作成から決議としての採択までの過程を簡単に説明します。

■ 1.1.3. 決議案の作成

総会では多くの場合、決議案の作成は、本国政府の指示を下に、総会が開催される国連本部のあるニューヨークで行われます。一国のみが作成する場合もありますし、他の国と共同で作成する場合もあります。ただし、本国政府にとって重要な問題である場合は、政府から直接決議案が送られてくることもあります。決議案の作成については、常に事務局から情報面や法律面で助言を受けることができます。

■ 1.1.4. 討議・交渉

決議案の採択を目指す仲間となる国を集め、その採択までのある程度の戦略を練った後、次に決議案の採択の際に大きな影響力を持つ国やグループに接触します。最初は自国が所属するグループに持ちかけるのが一般的です。つまり、もしヨーロッパの一国であればヨーロッパ連合(EU)加盟国、もし日本で経済問題に関する決議案であればOECD加盟国に接触する、ということです。自国が所属するグループであれば、支持も取り付けられやすくなります。場合によっては決議案の共同提案国(co-sponsor)になるように呼びかけることも考えられるでしょう。国連会議に於いてどのようなグループが存在し、そしてそのグループはどのように機能するかについては第6章「国連におけるグループの役割と機能」を参照ください。

次に決議案の採択には避けては通れない重要な国やグループに接触します。重要な国、つまり大国です。何を以て大国とするかは明確な定義付けはできませんが、わかりやすいのは安全保障理事会の常任理事国や経済大国でしょう。常任理事国の支持無くしては、決議案が採択されても効果を有さないという場合が多々あります。財政問題が絡む問題であれば、アメリカや日本などといった経済大国の賛同が必要になってくるでしょう。

また、グループで言えば、77カ国グループ¹は無視できない存在です。なぜなら77カ国グループは現在では130カ国を擁するグループにまで発展し、特に経済や環境などといった南北問題の絡む問題である場合、決議案の採択に必要な過半数の賛同を得るために、特に先進諸国は77カ国グループの賛同をなるべく取り付ける必要があるでしょう。

¹ 77カ国グループ(Group of 77: G77)については、第6章「グループの機能と役割」を参照ください。

なお、決議案の採択に必要な賛成票は出席しかつ投票する²国の過半数です。つまり、全ての国の賛成は必要ありません。そのため、決議案の内容に明らかに反対するであろう国は早い段階では接触しない方が好ましいかもしれません。なぜなら、早い段階で敵対国に決議案の存在を知らせてしまうと、その決議案の採択を妨げる行動を取られるかもしれないからです。決議案を作成・提出することを伝える必要はありますが、それまではそのような敵対国にいつ接触するかはタイミングが重要になってきます。

■ 1.1.5. 決議案の提出と討議・交渉

作成した決議案について、他国との討議・交渉を十分にすませ、そしてその内容が固まったら、決議案を公式に提出します。実際の会議に於いては、決議案を公式に提出する場合は、既に事務局に渡されていて、国連公用語³に翻訳され、きちんとした編集・校正を経てから、全ての参加国に配布されます。そのため、決議案はこの段階では可能な限りの他国との討議・交渉を済ませ、そして既にその討議・交渉の結果がある程度反映されているものになっています。模擬国連会議に於いても、決議案を公式に提出する場合は、資源及び時間を節約する意味でも、内容を入念に確かめ、誤字や脱字のないようにしましょう。

決議案には提案国(sponsor)が明記されます。もし、提案国が複数存在する場合は共同提案国(co-sponsor)と言います。提案国が多い方が望ましいか、それとも少ない方が望ましいかについては、それぞれ一長一短がありますので一概には言えません。提案国が少ない場合は、提出した決議案に体する修正などの調整がしやすくなり、行動しやすくなります。逆に、提案国が多い場合は、提出した決議案に対する修正などの調整は複雑になり、行動の自由は制限されたものになるでしょう。しかし、提案国が多いということは、それだけ賛成国が多いということですから、他国の支持も取り付けられやすくなるという利点もあります。

決議案が公式に提出されたのち、その決議案にまだ賛成していない国との交渉に乗り出します。賛成してもらうために、交渉を通じて、時にはこちらから譲歩し、そして相手から譲歩を引き出し、決議案に対する賛成国を増やしていきます。交渉による妥協や譲歩を通じて決議案が修正された場合、決議案の提出国によって「修正案(Amendment)」が提出されることになります。

投票が間近になってくると、決議案に対する最終的な討議・交渉に入ります。決議案の提案国は採択に必要な数の賛同国を集めるために、そして決議案の反対国はその採択を阻止するために、最終的な交渉へ入ります。

■ 1.1.6. 投票行動

討議が終了したのち、投票行動に入ります。決議案への投票の前後どちらかに、投票国は「投票理由説明」を述べることができます。投票前の「投票理由説明」の後に、決議への投票が行われます。そして議長による投票結果の発表の後、決議案が可決されても否決されても、投票後の「投票理由説明」が行われ、投票行動は終わることになります。

² 「出席しかつ投票する」の意味については、Annex.1「会議プロシージャ詳細」p.51を参照してください。

³ 現在は、英語・フランス語・スペイン語・中国語・ロシア語・アラビア語の6つです。

「投票理由説明」に於いては、投票前には、決議案への自国の投票行動についてあらかじめ説明したり、投票後には、投票に付せられた決議案についての自国の解釈を述べたりします。

決議案の作成から決議としての採択まで、だいたいこのような過程を経ます。会議の結果が決議として残る以上、やはり決議は全ての国にとって関心があるものです。もし決議案を作成する場合は、どのようにして採択まで漕ぎ着けるか。また、決議案が提出されている場合は、如何にその内容を自国にとって有利なものにするか。そういったことを常に考え、会議全体を通しての戦略をしっかりと描いておく必要があります。

総会の決議は採択されても一部を除いて法的な拘束力はありません(コラム「決議の法的効果」を参照)。総会決議のほとんどは「勧告(recommendation)」しかできず、勧告に賛成票を投じた国によってもその内容が無視される可能性があるのが現状です。しかしながら、決議の支持を多く得ることで、実質的な拘束力ないしは効果を発揮することを狙うことができます。そのため、決議の採択方法を十分に理解することが必要となってくるのです。決議案の採択方法には「コンセンサス」と「表決」の2種類があります。「コンセンサス」は多数決による投票を行わずに、積極的に反対する国がいなかった場合に決議案が採択される方式です。一方、「表決」とは、投票により多数を得た場合に決議案が採択される方式です。

コラム：決議の法的効果

まず、決議が国際社会において具体的にどのようなインパクトを持つのか、見ていきましょう。決議は、国際法上、ソフト・ローと呼ばれる規範としての役割を担っています。ソフト・ローとは、国家に対してその行動を直接的に縛る拘束力のあるもの(ハード・ロー)ではない⁴ものの、一定の規範として国家の行動に影響を与えるもののことを指します。決議は、その会議の参加国の多数の賛成によって採択されるため、国際社会の意思決定の成果としてその方向性を示すものとしての性格を持ちます。まず、ある決議が何度も国際的な原則として想起されることによって、あたかも法典のような役割を担うことがあります。この典型的な例として友好関係原則宣言やミレニアム宣言などが挙げられます。また、決議を発端として条約の作成が誘導されることもあり、その典型は世界人権宣言や宇宙原則宣言などです。

そして、このような特別な場合でなくとも、決議は一定のインパクトを持ちます。代表的な決議として国連総会による決議に目を向けると、類似した決議が何年も採択され続けていることがわかります。国際社会の意思決定として年月が積み重なることで、それが慣習法としてみなされることも多々あります。決議は、加盟国や国連機関による具体的な行動を促すことが非常に多く、その論点に関する国際的な動きを方向付ける役割を担うほか、国連事務総長に報告書の提出を義務付けることで、国際的な動きを監視することもあります。

決議においては、コンセンサスでの採択と投票行動による採択の二種類が存在し、当然前者による決議の方が強いインパクトを持ちます。コンセンサス採択による決議は、国際社会全体の合意としてみなされ、

⁴ ただし、安全保障理事会によって採択された決議は、国連憲章 25 条に基づき加盟国を拘束します。

規範的価値が高いのです。国連総会で採択される決議は約 80%がコンセンサスであると言われています。首脳級サミットや特定の国際機関のように、コンセンサスが絶対視される議場もありますが、他方では安全保障や人権などに関する決議においてはコンセンサスとは程遠い決議が多く存在します。

以上のように国連総会の決議は、それが基本的には法的拘束力はないにしても国際社会に対して一定のインパクトを有しています。一方で、国連機構の内部については、総会は法的に拘束力ある決定を下す場合があります。総会決議の法的拘束力の区別の仕方として、総会の外部的権限(external power)及び内部的権限(internal power)から判断するという方法があります。

国連憲章第 10 条によると、総会の権限として、憲章の範囲内にある問題について討議し、国連加盟国もしくは安保理に対して「勧告(recommendation)」のみでできることになっています。しかし、さらに憲章は、総会に国連機構の内部に関する重要な事項について「決定(decision)」する権限を授けています。すなわち、国連機構の内部に関する重要な事項とは、予算の承認と経費の加盟国への分担、手続き規則の採択、補助機関の設立、安保理及び経済社会理事会の理事国の選挙、加盟国の承認・権利及び特権の停止・除名、事務総長の任命、国連憲章の改正などが挙げられます。これらについては法的拘束力が備わると考えられるでしょう。

このように、国連加盟国及び総会より権限のある安保理に対する勧告は外部的権限として、国連機構の内部に関する決定は内部的権限として区別できます。そして総会決議の法的拘束力は、用いられた権限から判断することができます。

なお、この区別方法による総会決議の法的拘束力の判断は、法学的にはかなり短絡的といわざるを得ません。総会決議の法的拘束力についての厳密な分析については、以下の文献を参照ください。

藤田久一『国連法』（東京大学出版会、1998 年）、pp.158-188.

Wolfrum, Rudiger, ed., et al. *United Nations: Law, Politics, and practice.*(Dordrecht, the Netherlands: Martinus Nijhoff,1995). Vol.1, pp.552-554; vol.2, pp.1081-1091